

医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設さんとも (介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療生協さいたま生活協同組合が開設する指定訪問リハビリテーションが実施する指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。
- 第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 指定訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

- 第4条 指定訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。
- (1) 名 称 医療生協さいたま生活協同組合 老人保健施設さんとも
 - (2) 所在地 埼玉県所沢市中富1617

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第5条 指定リハビリテーションの従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。
- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- ただし、サービス提供時間は、午前9時00分より移動開始、午後5時30分までに移動終了となる為そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第7条 指定訪問リハビリテーションの種類は次の通り。

訪問リハビリテーション

- 2 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 所沢市内（車移動30分以内程度）

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の額とする。（別紙料金表）

(サービスにあたっての留意事項)

第10条

- 1 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必用な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する留意事項)

第12条

- 1 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(文書改訂履歴)

2006年4月1日新規作成

2009年4月1日改訂

2012年4月1日改訂

2015年8月1日改訂

2017年8月1日改訂

2024年3月1日改訂

2025年7月1日改訂